

国際関係における秩序について

2013年7月20日

都留文科大学
文学部 比較文化学科
水野光朗

1. 分析枠組みの必要性

2. 国際関係法

国際社会において、構成員（主として国家）の行動や相互間の関係を規律して、社会全体に秩序をもたらすような法的な規範が、国際関係法。

国際関係法は、法か？

違反に対して国内法のように制裁が加えられないで破られやすく、法規範の内容が実現されること（実効性）は期待できない。

	強制力	執行力による担保
国内法	あり	あり
国際関係法	あり	なし

「国際法〔国際関係法〕の違反が、実際にはそれほど多くないのに、一般な現象であるかのような印象を与えるのは違反が武力の行使を制限する規則について比較的多く生じ、それが広く報道されて、よくめだつからであろう。」

東泰介、「第一章 憲法と国家 第四節 国際関係」（中川淳編、『現代法学を学ぶ』、法律文化社、1988年、63ページ。）

3. 国際関係法の構造

条約国際法	いわゆる「条約」。国家間の文書による合意にもとづいて生じる法。
慣習国際法	国家間でおこなわれてきたことが国際社会の一般的な慣行として確立され、さらに法として認められるようになったもの。
強行規範 (<i>jus cogens</i>)	<p>「締結の際に一般国際法の強行規範に抵触する条約は、無効である。この条約 [条約法条約] の適用上、一般国際法の強行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう。」(条約法に関するウィーン条約 第53条)</p> <p>具体的な内容については、諸説がある。奴隸の売買の禁止、海賊行為の禁止、集団殺害の禁止については、強行規範として、ほぼ合意が形成されている。</p> <p>「ウィーン条約法条約を審議する過程においては、強行法規 [強行規範] に属するものとして、侵略戦争の禁止や、集団殺害の防止および処罰、人権侵害の禁止に関するもの、あるいは、国内事項の不干渉、主権平等、民族自決権の原則などがあげられていたが、それについて統一的な見解が示されたわけではなかった。」(田畠茂二郎、『国際法新講 上』、東信堂、1992年、49ページ。)</p>
判例・意見	<p>i) 国際司法裁判所による判決。</p> <p>2012年12月31日までに約152件の事件を審理。</p> <p>ii) 国際司法裁判所による勧告的意見。</p> <p>2012年12月31日までに26件の勧告的意見。</p> <p>「核兵器による威嚇または核兵器使用の合法性」(1996年7月8日) (国際連合総会が諮問)</p> <p>核兵器の使用は、一般的に国際法違反であるが、自衛の極限状況について、合法性を判断できない。</p>

4. 国際関係法が抱える「困難さ」

主体	伝統的には、国家が主体。 国際的なNGO、NPO、多国籍企業その他の非政府行為主体の地位は? (既存の国境を越えて活動する)宗教団体や国際テロ組織の地位は?
立法機関の不存在	国際連合の国際法委員会は、立法機関ではない。
国際関係法と国内法との関係	二元論；国際法優位理論；国内法優位理論